

## 大分市自治基本条例検討委員会 第9回理念部会 議事録

日 時 平成22年7月15日(木) 14:00～16:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦、の各委員(計5名)

【事務局】

同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾  
同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計6名)

【プロジェクトチーム】

欠席

【オブザーバー】

総務課法制室 室長 伊藤 英樹 同主任 佐藤 明

【傍聴者】

無

次 第

1. 開会
2. 議 事
  - (1) 条文案について
  - (2) その他(次回開催日程等)

### < 第9回 理念部会 >

事務局	<p>それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会 第9回理念部会を開催いたします。</p> <p>まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、A4の資料ですが、「報告1」として、第12回全体会議の意見集約、「報告2」として先日の第2回の部会代表者会議での確認事項を、またこれに続きまして自治とまちづくりの概念を整理したペーパーをつけております。</p> <p>次に、A3の資料として、「資料1」(仮称)大分市自治基本条例条文案(調整案1)というペーパーをつけております。また、この内容を1枚で表現した</p>
-----	--

重複箇所の整理という資料をつけております。

最後に他部会の委員さんから前文の考え方についての資料の提示がっております。資料はおそろいでしょうか。

それでは個々の資料の説明をさせていただきます。

まず「報告1」ですが、枠内にどの意見がどこの部会にあてたものかがわかるように色分けをしております。

条例全般につきましては、「自治基本条例か自治体基本条例か、あるいは市政基本条例かという考えをまとめてもらいたい。自治体基本条例よりも市政基本条例の方が妥当と考える」、「まちづくりの全てを市が行うわけではなく、市民が直接担う部分もあることを明確にする必要があるのではないか」、「総花的で自治基本条例としての特徴が感じられない」、「条例のタイトルとして『大分市市民自治基本条例』とか『大分市市民自治（まちづくり）基本条例』という形にしたらどうか」といったご意見が出されたところです。

次に、一番意見が多く出たところと思いますが、本部会の前文に対する意見をお示ししております。

意見としましては、「特徴を感じない要因として前文の印象がそうさせている」、「前文にこそ条例制定の意気込みや想い、めざす方向がしっかりと謳われるべき」、「歴史、文化、自然、産業などは、日本国憲法の前文にも書かれていないので必要ないのでは。また、このような内容は市民憲章（大分市民の誓い）として既にある」、「条例制定の目的として、最高規範としての自治体憲法を制定すること 自治行政権、自治立法権、自治財政権を持つ地方政府への移行をめざすこと 真の住民自治の確立と都市内分権、地域内分権の徹底検証が自治基本条例のめざすところであると考えてるので、住民自治や地域自治の方向を明確に表現することが前文では必要ではないか」、「最高規範ということであれば、前文の最後ではなくて最初に謳っておくべきではないか」、「第3段落と第4段落はまとめた方がよいのではないか」、「まちづくりの中でも人づくりがかなり基本的なことだと思うので、『人づくりとまちづくり』という文言も前文に欲しい」、「歴史的な背景と豊かなまちというのは分かるが、そこにもう少し具体化したものが欲しい」等々、他の部会委員さんから多くの意見が出たことを受けてのものです。

一方、部会長さんからは「自治基本条例を作る意図や狙いについては、『目的』の項目に書いていることが全てであり、前文というのは市民に読んでもらい共感してもらいたいという気持ちを込めている」、「様々な意見は大事であると感じているので、具体的な指摘をいただければありがたい」といった意見を述べていただいておりますが、これに対する具体的な返答にはなっていないのかなという印象も受けたところです。

次に2ページになりますが、基本理念については、第3条第3号の「協働のまちづくり」について、「協働」は手段であって目的ではないという観点から、「真の住民自治の確立と自主自立のまちづくり」が理念になるのではないかとこの意見が出ております。

この他、市民の責務や職員の責務、政策法務、住民投票については、記載されておりますような意見が出ておりますが、懸案事項となっております議会に関する記述につきましては、3Pになりますが、9名の議会選出検討委員さ

んで確認した事項として、「議会に関する事項は議会基本条例による」の一文で終わらせるのではなく、第12条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。

という内容の記載ではどうかという提案がされており、これについては、今後、「議会活性化検討会議」で審議をし、「議会運営委員会」に諮って最終的に素案に反映させる予定であるとの報告をいただいたところです。

これらの議論、報告を受け、各部会で個々に議論をした後、4Pにございますように各部会からの議論経過報告がされたところです。

ご覧いただいてわかりますように、ここでも前文に対する意見が多く出ているような状況でございます。

ただ、この意見の方向性は、理念部会で検討してきた、自治基本条例に市民を引き込むための導入部としての前文という視点と、その他の部会の自治基本条例の要約、あるいは目的とするという視点があるようであり、個人的には、若干、議論がかみ合っていないのではないかという印象も受けたところです。

これらの議論を受けまして、部会代表者による会議を開催し、一定の方向性を定めた上でそれぞれの部会を開くという流れとなり、「報告2」にありますような議論がされました。

前文については、『前文』と『目的』をセットで、この条例を作ることを目的、市民福祉の向上や意気込み、願い等を理念部会において再度検討して欲しい」ということになっております。

また、条文の調整については、「主語の整理、重複している条文の整理、第6章・第7章・第8章の取扱いについて、法規的な観点から事務局に調整案としてたたき台を作成させる」ということになっております。この中では、前文、目的は理念部会で再協議となったことから除くこととなっております。

自治とまちづくりについては、「自治とするのかまちづくりとするのか、コンセンサスを得る時期に来ているので、各部会で一度議論をしていただく」ということで、事務局で、条例の名称の問題と併せて、自治とまちづくりの捉え方を整理しやすいような資料を作成することとなりました。

今回は、これを受けた部会ということになります。部会員の皆さんにおかれましては、部会代表者会議の内容を確認の上議論に入っていただきますので、まずそのご報告をさせていただきたいと思っております。

第2回部会代表者会議の確認事項での宿題としての資料が「自治」と「まちづくり」の概念を整理したペーパーと、A3の「資料1」のレジユメになります。

まず、「自治とまちづくりについて」であります。法制室の意見も取り入れながら事務局で調整したものです。

これについては、今後の議論の中でかなり重要なコンセプトになってくると思われますので、読み上げさせていただきたいと思います。

「自治」と「まちづくり」は、使い分けが難しい言葉です。様々な文書中に、様々な意味で使用されており、時にはそれぞれの言葉がもつ固有の意味を超えた使い方がされる場合もあり、また時には同じ意味で使われることもあります。そのため、両者の違いがあまり意識されていないのが実情です。

しかし、この条例では、それぞれの意味を明らかにした上で、議論を進める必要がありますので、一応、次のように整理したいと思います。

自治 = 市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法（主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方）

まちづくり = 住みやすいまちを作るための活動や取組（主に、まちに視点を置いた捉え方）

「自治」と「まちづくり」の違いを意識しつつ、条例の構成を考えると、主な視点の置き方によって、違いが出てきます。

「自治に視点を置いた場合」市や自治会の意思決定、ここではわかりやすいように「市や自治会」と記しておりますが、この中には新たな公共を担う市民の活動も含むということをお含み置きください。そのための仕組みや方法、主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方が規定の中心となります。

「まちづくりに視点を置いた場合」、まちづくりに対する考え方（理念）やそのための方策を規定することになります。自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定することになります。

「自治」、「まちづくり」ともに、市政運営のあり方を定める上では大事な事柄ですが、この条例で「まちづくり」について規定しようとする場合には、市政運営の総合的な体系を定めている総合計画との関係を整理しておく必要があります。

これについては、条例では、まちづくりを進める上で必要となる市の意思決定の仕組みや方法、自治を中心に定め、まちづくりの方向性、理念については、普遍的なものに限定して規定する。まちづくりの具体的な方向性等は、その時々的情勢により左右され易いので、情勢に応じた、より具体的な政策の方向性については、この条例の定めるまちづくりの理念を基に、総合計画で議論して決定する。といった役割分担を明確にすることによって、整理できるものと考えます。

次に、「条文の調整について」であります。左側の枠に部会で作っていただいた現状案、中の枠に事務局で主語の整理、重複している条文を整理した案、右側には課題等を記載しております。また重複部を調整した箇所をわかりやすいように対比させた物を、別葉でお示ししております。

理念部会としては、条文の位置として、他部会と重複するものは基本的には無いのですが、8ページの「多文化共生」、「環境」といった条文が関係してくるものと思われる。

また、他部会員さんから、前文の考え方を示したペーパーのご提示がありましたので参考に添付をしております。

ここで、本日の議論の進め方についてのご提案ですが、第一に今の考え方を基本として、「基本理念」と「基本原則」のあり方を整理していただいて、二番

目として、その方向性を確認してから、「目的」の妥当性を確認、その上で前文の姿に踏み込んでいくというのが良いのではないかと考えております。

と言いますのも、自治基本条例の条文を定める際には、コンセプトとなる基本的な考え方がまず整理されなくてはなりません、その理念と原則が条文と連動しているかが非常に重要になると思われるからです。

もちろん、部会毎に別々で議論していたこと、理念部会としても全体を見た上で理念や原則を検討したわけではないため、全てが一つの流れとして整理できなかったという現実ではありますが、今回「資料1」で整理されております課題はクリアされなければ一つの条例としてまとまりを欠くことになってしまうと思われま。

前文の議論については、確かに他の部会からの意見も多かったのですが、一度踏み込んでしまいますとそれだけで時間をかなり費やしますし、ただいまご提案した内容が確定してからの方が前文として謳うべきものが見えてくるのかなとも思いますし、以前、委員さんからも「前文は条例全体ができてから最後に検討しても良いのではないか」というご意見もございましたので、最後にしてもよろしいのかなと考えました。

これは、あくまで担当者からのご提案で、委員の皆さんの議論の方法とか組立てを縛るものではありませんので、その点をご理解ください。

以上、検討のご参考にしていただければと思います。それでは、進行を部会長さんをお願いいたします。

部会長

部会長が集まり、色々な議論があつて、今報告があつたようなことで、まだ理念部会で考えているものとすり合わせが完全に出来ていないわけですが、前文そのものの内容と、それから前文というものの性格がどうなのか、内容とは別な、我々の想いとが完全にすり合っていないところがあるので…、これは今後ともずっと最後までいろんな形で後を引きずると思うので、前文は一旦保留しておきまして、目的以降の所で後との関係を整理することをまず議論したいと思うのですが。

結局、自治かまちづくりかという言葉の使い方もございますし、後の方との関係でまだ曖昧なところをもう少しきちっと議論して決めていかなければならないなということもありますので、まずは目的以降の議論をしていきたいと思ひます。

どうでしょうか。目的から入った方が良いのか、基本理念、原則から入った方が良いのか。

事務局

基本理念・基本原則について、目的の中で「この条例は本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに～」という一文があるのですが、今、たたき台として出している基本理念と基本原則の内容が変わってきますと、この目的の表現にも波及するのではないかなというようにも思っております。なので、個人的な意見ですが、基本理念、基本原則が下の条文にきちんと整合性がとれているのか、この表現で良かったのかというものをまずは確認していくのが良いのかなと考えています。

部会長	<p>ということで、基本理念・基本原則について皆さんに意見を出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ちょっと補足をさせてください。今日、配布した「自治とまちづくり」という一枚のペーパーですね、こちらについて、皆さん共通認識を持たれたときに、例えば、「自治」をベースに考えるとといった場合に、基本理念、基本原則というものの性質が大きく左右されてくるのかなという思いがあります。</p> <p>言ってしまうと、本日は、このペーパーの内容をみなさんにご理解いただいて、この部会の中で共通認識を持たれていただければ、まずは一つの目標が達成できるのかなと考えております。</p> <p>私もよく分からなかったのですが、話を聞きながら自分なりに整理をしますと、「自治」というのは仕組み、土台ということであり、「まちづくり」は取り組んでいく行動として、その土台に柱として立っていくということではないかなとイメージをしたのですが、みなさんが「自治」と「まちづくり」をどのように捉えるかが非常に重要になってくると思います。</p> <p>それによつては、「基本理念・基本原則を自治の側に立って考えていくとどうなるのでしょうか」という考え方とですね、「まちづくりの立場からだったらどうなのだろうか」と二通りの考え方が出てくると思いますので、そこをご議論いただくとよろしいのかなと思います。</p>
部会長	<p>スタートの所は、自治基本条例という形でスタートしているわけですね、大分市としての検討は。ただ、その事が本当に自治で良いのかということと、もう一つは最高規範という言葉が出てくるわけですが、最高規範とは一体何だろうか、大分市の条例の一番上に座るものとして、最高規範とは何だろうかという問題と両方あるような気がするんですが。</p>
事務局	<p>最高規範の問題はおっしゃるとおりなんですけれども、今回、この自治とまちづくりのペーパーをお配りさせていただきましたのは「自治とは何か、まちづくりとは何か」というご意見を何件かいただきましたので…。と申しますのも、「まちづくり」というのがなかなか意味の定まった言葉ではないということ、そうした時に一度整理をしたら、一つこのような区分けをすることによって、これに基づいてこの理念部会で検討いただいている基本理念、基本原則あたりにですね、ひょっとしたら少し影響があるかもしれない、その影響を受けると、やはり目的あたりにも波及するのかもしれないという考えがございましたので、まずはこういう形で良いのかどうか、場合によってはちょっと違う考え方をしなければならぬということもご議論いただいた上で、もう一度、基本理念、基本原則あたりをお話しいただければと思っております。</p>
部会長	<p>皆さん方、「自治」と「まちづくり」という二つの単語をどういうふうに感じられますか。今回作る条例のタイトルに入ってくるわけですが、</p>
委員	<p>良いですか？半分、言葉遊びみたいになってしまうので、あんまり突き詰める必要はないのだけれど、「まちづくり」というのは、あくまで「アクト(A</p>

CT)」、行為なんです。で、「自治」というのは、一つのシステムなわけです。本来、全然違うものです。重なって見えるけれども、でも片方はシステムであり、片方はアクトなのだから違うんです。で、条例というのはあくまでルールを定めるものであるから、どちらかというシステムを決めていくためのものなんです。

究極の目的は、じゃあそのシステムが何のために存在しているのかということ「まちづくり」のために存在しているのだけど、決めていくのは、あくまで条例というシステム作りなのだから、当然、主だった内容のシステムと重なる部分と言えば、自治の基本理念が一番、条例全体に振りまかれてなければおかしいわけです。あまり深く考える話じゃないように私は思います。

事務局

そうですね。個人的にあえて言わせていただくと、システムとアクトという問題はまさに、「自治」というふうに思いますので、まずは「自治」ということでシステムを固める。ただ、それだけでは、味気ないという印象もやはり、皆さん持たれているかなと思うので、その中で多少の方向性を示すという部分が「まちづくり」になるんだろうかなと思います。ただ、そうしますと、総合計画で定めていることはどうやって整理するのかという問題がありますので、それは下段の方に書いてありますように、極めて根幹の部分だけをこの条例の中での「まちづくり」として捉えさせていただいて、詳細については総合計画という流れが一つ考えられるのかなと思います。

委員

確かに、わざわざ手を挙げてくださって、この検討委員会に参加して下さった方々の気持ちを考えれば、「まちづくり」というものに対する意気込みのようなものがこの中に入らないといけないということはわかるんだけど、今度は入れすぎると危ないですね。振り分けてしまう。

色んな温度の市民がいるわけで、しかも全員に参加してもらわなければいけない。「皆100m10秒で走らなければ市民ではありません」みたいな事になってしまう。もし、アクトに制限や何か規定をかけるとすると...、それは、皆の心の問題なのだから、あんまり心の中に手を突っ込むと悪いですね。

あくまで外のシステムを我々はきちっと作って、その上で、皆でこの大分市を良くしましょうねという部分はないといけないけれども、それをこの条文の中にあちこち入れてしまうと、それによって人間を区別や差別をしてしまいかねない。

部会長

もうちょっと元に戻るような話になるのですが、「自治」と「まちづくり」という...、「自治」という言葉は結構広くて、哲学の部分からアクトの部分までずっとかなり段階があるけれども、なんとなくまとめて「自治」と言っているような場合もある。「まちづくり」も同じように、まちづくりの基本理念的なものから、一人ひとり市民が何をまちづくりのためにやるかという具体的な話まで随分幅があるんですね。かなりラップしているから、結局はこの条文の中で「自治」という言葉を使うのであれば『自治』というのはいくつかの意味で使っているんですよ、『まちづくり』というのはいくつかの意味で使っているんですよ」ということを定義して、それをベースにして組み立てていかなければなら

事務局	<p>ないんじゃないかな…。ちょっと難しいなという気がするんです。「自治」という言葉にしても、「まちづくり」という言葉にしても。</p> <p>確かに、他都市の自治基本条例を見てみると、「自治基本条例」と名前がついている条例で、条文が片っ端から「まちづくり」となっている所もあったり、逆に「まちづくり基本条例」となっている所で言葉をみたら「自治」を使っていたりと、部会長さんがおっしゃる通り、かなり重複して使っているというか、ある意味イコールの意味で使っていると感じる時も確かにあります。</p> <p>ただ、このペーパーでお示しさせていただいた所や、また委員さんがおっしゃった通り、この自治基本条例というのが何を決めていくものなのかという所から始まっていくとですね、私個人的には、市民の皆さんと議会の方、そして私たち行政側の人間と一緒に大分市を良くして行こうと取り組むための決まりごとという事だと思いますので、そういった意味では「システム」に近いのかなと…。誘導するわけではありませんが、個人的にはそう思っています。</p>
委員	<p>「まちづくり」をやる場合に、当然、それぞれの人間の価値観が違いますよね。例えば、「住み良いまちづくり」、「住み良い」というのは、どういうものを住み良いというのか。「美しいまちづくり」、どんなものが「美しい」のか。幾何学模様が良いのか、普通の手の手の全く入っていないように見える自然のような物が美しいのか、それぞれ、その人その人で全部違うわけです。</p> <p>だから、あんまりその辺のところに踏み込んでしまうと、空中分解をするか、逆に誰もついてこれなくなるか、どちらかだと思います。</p>
部会長	<p>多分、踏み込めないでしょうね。</p>
委員	<p>ですから、ぼやかして良いところはぼやかしておけば良いと思います。</p>
部会長	<p>「ぼやかす」というとちょっと語弊があるけれども、大きな風呂敷で包み込めるように、どんな形の物でも包みこめる風呂敷という感じにしないといけないうらうなと思います。</p>
委員	<p>そうですね。そのためには、あまり言葉を突き詰めない方が良いと思います。</p>
部会長	<p>『自治』というものは『システム』であり『まちづくり』といものは『アクション』である」というふうに言うのもちょっと言い過ぎかなと…。</p>
委員	<p>ここ（資料）に二つ抜いて、自治とまちづくりをイコールで結んでいる、この程度の説明までですよ。</p>
部会長	<p>もう一つ気になっているのは、ここで自治基本条例をつくる、それから世の中の動きが今、地方自治とか地方主権とかそういうふうな、中央から地方へという動きが段々と強まっていくかもしれない。その時に「自治」というものが、「中央にあった自治」と「地方へ渡ってきた自治」とがかなり違ってきたりす</p>



	<p>るとこれで飲み込めるのかどうか。そこら辺の動きがまだ見えないだけに、ちょっと大丈夫かなという気はします。</p>
委員	<p>それも日本の国が法治国家ですから、当然、法体系の中でしかこの条例は息づけられないわけですから、そう心配する話ではないと思います。もし、この条例の中に地方自治法という法律に違反している部分があれば、当然、自動的にねられていきます。法に一つも触れていなければ、別に国の意向と我々の意向が違った所で、それこそ大分市の自治の姿なのですから問題ないです。</p>
部会長	<p>それが、問題なければ良いのですが、問題になるとしたら、どういうところかなと。法律を中央で決めてしまって、それで収まるものは良いのだけれども、やはり、地方自治で本当に実を上げるとしたら、住民が立ち上がらないといけないだろうと。住民が立ち上がることを一生懸命、こういう条例で周知徹底して、みんなに立ち上がってもらうという仕掛け作りだと考えると、ちょっと違うかなと…。中央で決めた法律をそのままその通りやっていくというだけでは収まらないのではないかなと思います。</p>
委員	<p>地方分権一括法という法律ができていまして、今までは全て中央が決めて、大臣さんが県知事や市長さんたちに仕事を言いつけて、自治権の範囲内だけでそれをする、ところが、地方分権一括法が出来てからは、一つの法律を解釈する時に、大臣が解釈をするのではなくて、大臣も県知事も市長さんもその法律の解釈が出来るようになりました。「解釈」ですから、当然、場合によって違うケースが出てきます。大臣が考えている解釈と市長さんや県知事さんが考えている解釈が違うケースがあります。違えば、当然、国と市や県の間でシステムが動かなくなりますから、どちらの解釈のほうがまともなのかという判断を誰かがしなければならぬ。その為の機関が出来ていまして、そこへ提訴することになりました。これも…、</p>
部会長	<p>それは、裁判所みたいなものですか。</p>
委員	<p>そうです、二審目からは裁判所に行きます。最終的には最高裁判所まで行きます。そのようなシステムを作っていますので、逆に言うと、だからこそ我々はこれを作らなければならなくなった。</p>
部会長	<p>いまの種牛の問題なんかも、やはり現場に近いところで物を考えている人と、中央に近いところで物を考えている人とかなり違うわけです。どっちが良いとか悪いとか簡単には言えないけれども…。</p>
委員	<p>あれは、一義的には大臣の方が間違っています。法律上は、最高権限者は知事なんです。</p>
部会長	<p>県知事になっていますよね。だけど知事がいうことを聞かない時、それを是正させる何かはあるんでしょ？</p>

委員	それは上下関係で命令をすることが出来ます。だけど、少なくとも…。
部会長	それを裁判所に持って行って、裁判所で白黒つけてもらうわけですね。
委員	少なくとも「牛を殺すことが出来る」としか規定されていません。しかも、「都道府県知事は」になっています。「大臣は」ではありません。
部会長	だから、そこまで考えなくて良いのかもしれないけれども、やっぱりこの「自治」を使うのか、「まちづくり」を使うのかという…。
委員	「自治」というものが、あんまり「水戸黄門の印籠」のような使われ方をするのもまた問題があると思います。あくまでも一つのコミュニティが「自分達の運命を自分達で決めましょう、そのためにどうやって決めますか、多数決ですか、長老に集まってもらって、その人たちに決めてもらうのですか」というようなレベルの話であって、コミュニティとして、そのコミュニティがどう意思決定するかというのを決めるだけの話。
部会長	今度コミュニティのレベルに降りていくと、コミュニティの自治が出てくるわけですよ。
委員	出たよね、一回、市域内分権の話が。
部会長	あれは、制度化する方向で今動いているのですか？
事務局	そこまでは…、確かな制度化という所までは計画はできてないとは思いますが。
委員	他都市の事例を我々は見に行っているわけですが、市域内分権をやっているところというのは、ほとんどの場合、複数の小さい自治体が合併して、今の新しい自治体になっているようなところですよ。従って、それぞれ元の自治体を持っている歴史性だとか、文化だとか、地理上、地形上の違いだとか、そういった物を大切にするために、「その分に関しては、あなた方自分達で決めましょうね。それに必要な経費は差し上げましょう、事業名としては ですよ」というようなことをやっているケースが多いです。 大分の場合はどうかというと、昭和39年に合併した時に、一つの自治体は人口13万人で、小さい所は数千人というような状況だったんです。そういうところが、もう50年経ちましたから、結局、「いまさら、いきなり分権と言っても」という部分が出てきます。
部会長	そういう議論がこの理念部会でずっと収斂させて、全体会議に提案できるのか出来ないのかはわかりませんが、そういうことも含めて、この「自治」か「まちづくり」かということについて、他にありませんか。問題意識とか考え方とかいうものは。

委員	言葉をどうするかというのと、この条例に名前を付けるときにどっち使うかというのと重なっている。
事務局	そうですね、やはり考え方が、どちらの考え方に立っているのかというところで名称というのも影響されてくると思います。ですから、先ほどのお話のように、「皆で一緒にやっていく仕組み作りを考えましょう」という事であれば、大分市自治基本条例という名前でそのままいけるのではないかと。そうなりますと、基本理念、基本原則も自治の基本原則とかいう事になっていって、その仕組みをするための行動がどういうことが求められてくるのだろうかという話で組み立てられてくるかだと思います。
委員	別に「自治」のためのシステムのための条例であっても自治基本条例と名付ける必要はないんじゃないかな。
事務局	そうですね、他都市の例でも言いましたように、まちづくり基本条例を意識したようなタイトルが付けられていますが中身が自治基本条例であったりというようなケースもありますので、特にタイトルは全然、自治基本条例でないようなタイトルが付いている都市もありますからそれは構わないと思いますが。
委員	言ってしまうと、「大分市一緒にやろう基本条例」みたいなのも…。そういう都市もあるのだから。
事務局	極端な話、それでも良いと思います。条例の体系としては「自治かまちづくりか」という視点で通していただいた方が良いのかなと思います。
部会長	実際、ずっと枝分かれしていった先の方で、細かい所をずっと各部会でそれぞれ文章を検討しているわけですね。その中で、「ここだったら『まちづくり』という言葉の方がしっくりいく」とか、「『まちづくり』じゃしっくりこないから『自治』を使おうよ」ということが、多分出てくるんじゃないかと思うんですね。それをどうやってこなしていくか、その辺まで考えて「まちづくり」か「自治」か、言葉の選び方というか、どちらでも使えるようにするか、そこらへんが、あまりきっちりと決めない曖昧さを残しておいた方が良いかなという気はするんですが、難しいですね。
委員	そんなに深刻に考える必要がないように思うんですがね。今、おっしゃるように、しっくりくる言葉をその時その時で使って、何も問題ないと思うんだけど。
部会長	その方が、市民が読んだ時にあまり抵抗を感じなくて良いんですよね？
委員	基本理念のところ「まちづくり」を、基本原則の中で「自治」の原則を謳っておけば、アクトとシステムの分別の仕組みも出来ているし、良いんじゃないかな

	<p>いかな。</p>
事務局	<p>ただ、全委員さんがそういう共通認識でいるかどうかというのは、ちょっと怪しいというか。我々から見てわからない…。</p>
委員	<p>怪しいかは、それはもう、しょうがないなあ。</p>
事務局	<p>今、言っているような議論をですね、もし全体会の中で皆さんで出来れば、少し理解が深まってくるのかなと、それを是非期待したいなという気持ちはあります。いずれにしても「自治」と「まちづくり」というテーマで全部会に一度お諮りする予定にしております、そのテーマを部会のご意見を全体会で少しお話していただけたらと思います。</p>
委員	<p>私、この前の全体会で感じたことは、前文は皆さん読んでいるけれども、理念や原則などは読んでいないまま話をしていたような感じがするんですけどもね。</p>
委員	<p>前文もきちっと読んでないんじゃないかなあ。 あんまり細かいことをいうときりがないんです。だから、部会長がおっしゃるように風呂敷ですよ結局は。「大きい風呂敷を用意しました、入れたいものは全部入れてくださいよ」というものが我々理念部会の役割みたいな気がします。</p>
部会長	<p>先ほど言われた、いろんな価値観の人が沢山いるとか、市民もそれぞれ性格やら体系やら全部違う人がものを考えるわけだから、誰がやってもピントがドンぴしゃり合わないかもしれないけど、概ねピントが合っているというふうに思えるようなものだともいいわけですね、融通が利いて。議論の結論が風呂敷にしかならないけれども。そういう考え方で見た時に、基本理念と基本原則がどうなのかという話。どういうふうに感じられますか。 理念はこの間、何か出ましたかね？</p>
事務局	<p>委員さんのご意見の中には、「理念というのは、要は考え方であって、その中で協働が理念の中に入っているのはいかななものか」という意見がありました。報告1を見ていただきたいのですが、報告1の2ページ目。</p>
部会長	<p>「手段であって目的でない」というところですね。</p>
事務局	<p>こういったお考えの委員さんもおられるということですね。</p>
部会長	<p>だから、こういう議論だと二元論になってしまうわけですね。手段と目的を区別して考えると。常に手段か目的かっていう、二つの議論を展開すると。</p>
委員	<p>あれも、その前の全体会の時に、こういう形で協働を入れるべきだという方向の方が大勢じゃなかったかな。</p>

事務局	<p>「協働」ということが大分市のまちづくりの中で皆さん、重要ではないかという話になりましたから、基本的な…。</p>
委員	<p>一度その大勢として決まりかかったものに対して、それをひっくり返すようなことを言われても困るよなあ。そんなことを言われたら、いつまでたっても作れはしないよ。40条もあるような条文を一個一個整理する中で、「この言葉が悪い、この言葉が気に入らない」という話をしたら、100年経ってもできはしない。全体の流れの中であの時の雰囲気からすると、私はこの協働という方向で大勢は行ったなと思ったんだけど。私は前回の全体会は出ていないけれど、前々回の時に。</p>
部会長	<p>「協働は手段であって、目的ではない」ということで、一番大事なところから外すという考え方は理解できないんですよ。</p>
委員	<p>そうですね、私もそう思います。そういうふうな形に全体会でもそういうコンセンサスが出来上がっている。もちろん、主張した人が「それで私もわかりました」と言ったわけではなかったですけども。</p>
部会長	<p>いくら手段であっても、「協働」という言葉はこれからのまちづくりのなかで本当に大事なキーワードになるわけですよ。そうすると、それを大事に扱って、この中に組み立てていけないとね、本当に何のための条例か分からなくなってしまう。</p>
副部会長	<p>この前の意見では、こういうようなものが出ていましたね。「まちづくりに求められている目的性みたいなものがちょっと欠けているのではないか」というふうにおっしゃったんですよ。前文について読んだ時にちょっと欠けているのではないかというふうに聞きました。とにかく、色々な意見が理念部会に集中しましたよね。</p>
委員	<p>例えばその中に、「今おっしゃるようにどんなことをまちづくりの目標、目的にするかというのを前文に入れます。では、どういう言葉ですか」と言った時に、絶対まとまりませんよ。「どういう言葉にしますか」と言った時に、「何を目的にしますか」と言われたら、それは恐らく決まりません。</p>
部会長	<p>例えば「こういう表現でどうだ」という、答えを模範解答する人はいないですかね。</p>
事務局	<p>そういうわけで、本日、他の部会の委員さんから前文とはこういったものが入ってくるのではないだろうかといったものを対案ということで、資料をいただきましたので、皆さんにお配りさせて頂いています。「前文について」という資料がお手元にあると思います。</p>

委員	<p>この人は、これを指摘したことは良いのだけれど、言ったら辞書から引き出したような話で、これを全部あわせて前文を作ってくださいというところまで事務局は言っておかなければいけないだろう？</p> <p>我々は、こういうことを検討した上で、今の前文に漕ぎ着けたわけだから、ここにあるようなことはほとんど考えている。だから、これを入れてこっちが前文にならないようにするには是非考えてみてください。いっぺんこれが全部入った物を作ってみて下さいよ、そうしたら、これより相当長くなりますよ。</p>
委員	<p>確かにこれを入れると倍以上にはなる。</p>
委員	<p>私達の一番最初の話で言うなら、委員さんの案で言えば、私達が作った前文の一番最後の段だけ、これさえあれば良いわけですよ、本当は。それを指摘されたようなことをずっと検討した上でこれをくっつけたんです。</p>
事務局	<p>全委員さんがそれぞれの想いをもち寄って、それから歴史なり風土なり言うべきなのとか、最後の目的は宣言して終わろうよというお話で、段々そういうのが集まって、私達の部会の前文になったというのがあるわけですよ。ですから、そういった意味で言えば、今、他部会の委員さんが出されている案も突き詰めていくと全委員さんの想いがどこかしら入ってくるんだろうなと思いますけれども。</p>
委員	<p>対案を出すとするれば、この4段だけ抜き出してこれだけを持っていくのが良いよ。そういう短いもので良いという委員さんもいたわけだから。うちの部会だって委員さん6人の中で2人そういう人がいたんだから。</p>
部会長	<p>意見としては伺えますけれど、それでどうこうという程の考え方はないと思うので、「我々の考え方でどうですか」と推して、そう問題にはならないだろうと思うのですが。あと、前文から次に移す、バトンタッチする、そのバトンに当たる良い言葉で、今まで我々が考えつかなかった言葉がもっと出てきたら、「それ頂きます」と言って、はめ込めば良いと思います。その提案がなければ、お互い水掛け論ですから、理念部会としての考え方、責任範囲をどうするかを考えたいと思うのですが。それが出るかどうかもうしばらく待って見たいと思います。</p>
事務局	<p>先程もちよっとお話しましたが、前文というのは、最後まで議論の的になると思うんです。やはり、それぞれの委員さんが思われている理想であったり、想いであったりに温度差があるものなので、それが最大公約数的に集まっていかないといけないわけですが、そうなりますと、今ある前文について、「この行の繋がりはおかしいのでこういう言葉で繋ぎましょうよ」とか、「最後の宣言のところをこの一言を加えると次の目的にいきやすいのでこの一言を加えてください」というような具体的な話が出ると、「理念部会としてもそういうご指摘であれば、ウエルカムですよ」と。ただ、あまりふわふわしたことを言われても「どこを変えれば良いのか分からないよ」ということになりますし。</p>

委員	「理念部会としては、これ以上の物が出来ないので実際に作ってください。そのの方が良ければそれにしましょう」という話です。
部会長	それからもう一つ気になったのが、「市民憲章に書いてあるから良いんじゃないか」ということですが、これはどうですか？
事務局	それは、その委員さんの想いというかご意見であると思いますので、これは全体のコンセンサスを得た意見というところではありませんので。
部会長	それを聞いて感じたのは、この自治基本条例というのは、印刷して本にして市民に配るということをやるんでしょ？
事務局	製本出来るかどうかは分かりません。ただ、どちらにしても、「自治基本条例が出来ました」ということはホームページには必ず載せます。また市報といった形で市民の皆さんのお手元にお届けして、そして「大分市の皆さんの大分市作りの基本ですよ」ということを示すことが必要だと思います。
部会長	だから、そういう時に、市民憲章も全部印刷やホームページにもう一回その近くに重ね直すかどうかですね。やっぱり我々はこの前文について一つの想いを持って書き上げているわけですから、それをあまり軽々しく扱って欲しくないわけですね。市民憲章にあったとしても、条例として必要な自然の美であったり、歴史的なものであったりするわけですから、必要な物は入れていくという考えにしないと、これがそういうもの抜きで一人歩きしだしたら、作った側としては困る気がするんですよ。
委員	「新しい大分市のキャッチフレーズを作ります」という話であれば、「それは憲章があるんで要らないだろう」で良いですけど、これはあくまで条文、条例、法律の一部を成す条例を作るときの前文ですから、キャッチフレーズを作るときと同じ扱いをされるわけにはいきません。
部会長	それでは、基本理念の文言については特に問題...、これは良いわけですね、我々としては。特に変える必要はないのですね。
事務局	一つあるのは、先ほどお話ししました、条文の基礎になるのが基本理念・基本原則になりますので、理念と原則で述べられていることは、下の条文の中で「この考え方があるからこの条文が導き出されている」とか「この原則があるから、この条文がないとこの条例は成立しないんですよ」とか、そういったことを確認していく必要があるのかなという事は思います。それから言いますと、例えば、基本原則ですけども、「市民参加の原則」があって、後ろの条文を見ますと、「市民が市政に参加します」ということが出てくる。また「情報共有」についても、「大分市は情報を提供しなければならない」ですとか「市民は情報を求めることが出来る」というのが書いてあるので、相対的にうまくいっ

	<p>ているであろうと言えます。ちょっと気になるのが、「平等と機会均等の原則」の時にそういったことが下の条文で現れるかということとちょっと見当たらない。また、これは全く個人的な考えなのですが、先程の委員さんの「協働は手段である」という話がございましたけれども、基本理念にある市民協働については、当然下の条文に関連する条項が出てくるのですが、逆に「協働」というものは原則のところに含まれるのかなと最近思い始めました。</p>
部会長	<p>そういう考え方の方が良いのかも知れませんが、ちょっと考えてみましょうよ、それ。</p>
事務局	<p>基本的にどちらかというと、理念は、コンセプトとしてざっくりした考え方、概念のようなものなのかなあという気がしています。自分でたたき台を作ったときは何も思わなかったのですが、最近、基本理念の案を見て思うのは、「幸せな暮らしの実現」というのは、概念、理想だからまあ良い。「市民主権」というのは、市民が力を持っている、この大分市のまちづくりの基礎を作ってきたのは市民なんですよという概念である。ただ、その後に出てくる「協働」については、理想とか概念に成り得るかもしれないし、成り得ないかもしれないので、そこはどうしようかなと思ったときに、「協働」を基本原則のところを持ってくると、下の条文と上手く結びついたぞということがあったので...、こういうときはどうしたら良いのかなと思いましたので、委員の皆さんのご意見も伺えたらと思います。</p>
部会長	<p>今の事務局の話を見ると、基本理念の協働を基本原則の条文にして、平等と機会均等を基本理念にした方が良くもしいないなというような気もしてきました。3番どうしましょう。平等とか議会均等は理念だと思うんですね。現実社会は必ずそうはなっていないわけですから。</p>
委員	<p>不平等があっても良いということですか？</p>
部会長	<p>良いとは言いませんが、この条例でそれを是正していくことが目的ではないですからね。それは基本原則よりも基本理念の方で平等とか機会均等とか謳っておいた方がむしろ良いような感じがするんですけども。どうですか？</p>
委員	<p>私は、別にどっちというこだわり方はしませんけれども、文章からすると、「平等と機会均等」を理念にすると、「平等と機会均等のまちづくり」にしなければいけないだろうし、そうすると妙な話で、しかも他の二つには説明文がついていないのに説明文をつけなければいけなくなる。逆に「協働のまちづくり」を「原則」にすれば、「協働の原則」ということになるし、それに「協働の原則」というところで説明文をつけなくてはいけなくなる。返って言葉の座りとしては今のこのままの方が良いと思います。別にどちらでも構わない話なんですけれども、協働のまちづくりが理念であってはならないという話ではないし、確かに協働というものは手段に重きがあるけれども、みんなで行っているという姿を実現することも一つのまちづくりの究極の目標であるので、それが理念で</p>



	<p>あっても何も問題がないはずです。</p>
部会長	<p>協働の方が理念に入っているけれども原則に入っているけれども座りは悪くはないんだけど、理念的な感じはしますね。</p> <p>今、その平等と機会均等が不十分なので、まちづくりが上手くいかなくて是正しなければならないことは何かありますか。</p>
委員	<p>いくらでもあるんですが、あんまりそれをいうと差別や逆差別に繋がる可能性があるんです。</p>
部会長	<p>実際に実態として、平等か機会均等かと言われてそうだとはいえないのだけれども、制度的、建前としては、ほぼ出来上がっていると考えていいのでしょうか、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>気になっているのは、自治基本条例を家に例えると、基礎となる目的があって、その次に根太になる理念、原則があって基礎があって条文という柱があって、家になるわけですが、平等と機会均等という話は理想などといったところから見ると普遍的なものがあると思うのですが、実際に自治基本条例の仕組みづくりをする時に平等と機会均等に対応する条文が柱として立っていないんですね。そこが曖昧なんです。</p> <p>市民参加の原則のところには、きちんと条文が柱として立っていて、上の屋根を支えていられる。情報共有の原則についてもその上に情報提供をしなければいけない行政、情報を求めることができる市民の権利があって、きちんと成り立っていますが、今現在では情報と機会均等に対応する柱が立っていないという部分が、私が考え始めたきっかけなんです。そうすると、「協働」が原則になると、後ろの方の条文で出て来るので上手くいくと思って、言ってみたんですけど。誘導する訳でもなく、「それはあなたの思い込み」といわれても結構ですが。</p>
委員	<p>基本原則の「平等と機会均等の原則」を理念に持ってきた場合、「市民主権のまちづくり」という基本理念がありますよね。この中に入ってしまう中身なのではないかという気がするんです。市民主権と言った時に平等と機会均等を含めて表せないだろうかというふうに思うんですね。で、先ほどの「協働のまちづくり」を原則に持ってきたときに、協働の原則というと、「市民、議会、行政と一緒に手をたずさえてやると」というのにあわせて「年齢、性別、問わずに皆でやろうという原則だ」と言えなくはないなというふうには思います。</p>
部会長	<p>こういう言葉は、かなり理念的なものであり、またそれが実社会のいろんな人がやっている活動につながっているわけで、そう簡単にパッと二つに切り分けるわけにはいかないようなものが並んでいるわけです。後は、何となくバランスの良い形になるように考えて作らなければいけないのかもしれないけれど、「柱が立ってない」ということはどうですかね。平等と機会均等というのは、土間コンを打ったようなもので、柱を受ける束石が立っているのとは様子が違</p>

	<p>うんじゃないかという気がするんですけども。</p> <p>これは、やっぱり協働を原則に移した方が収まりが良いような気がするなあ。「平等と機会均等の原則」の次に説明文が二行あるわけですが、「全ての市民の年齢、性別等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること」というのは無くても良いような気がするんですね。平等と機会均等のベースに立って市民総参加が結果として出てくるかもしれないし、これは事務局の方で考えてもらえないでしょうか。収まりの良いように。</p>
事務局	<p>文献によっては当たり前なのですが、基本理念と基本原則の垣根というのは見えにくいということも書いてありますし、今の例でいきますと平等と機会均等というのはシステムである。これの目指す方向は幸せな暮らしであるとか、市民主権のまちづくりであるとかに繋がっていくように理解出来なくは無いというような気もします。それと、基本原則に直結するようなそれ以降の細かい条文が必ず無いといけないのかと言われますと我々もすぐ答えが出せないで、今言われたようにもう少しお時間を頂きたいと思います。</p>
部会長	<p>ここで思いつきでしゃべっているよりも一旦ここで保留しておいて、ある程度時間にゆとりを持ってしっかり考えた方が良いのじゃないかなと思います。</p>
事務局	<p>今までも、このままで良いのではないかというご意見もいただいていますので、そういったものをもう一回整理させていただいて、考えさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>そうすると、後、今日議論しなければならないものは、定義の所ですか？</p>
事務局	<p>定義の所は、市や市長など、そういったところがどうなのかという話があります。ただ、こちらとしても全部の条文の中で整合性をとりきれていないのが実際のところ。市はどこの範囲まで言うのかということも整理が出来ていませんし、例えば、執行機関という言い方をするところをそのまま表記して、市民がそれを見て、それこそ、小学生にも見て欲しいという話を皆さんされておりまして、高学年くらいの子どもがわかるのかなあという気はします。</p> <p>私達はなんとなく「執行機関ってこういうものだね」と思っている、他に良い言葉はないか、まだ整理のしどころだと思います。まずは重複したところは整理をしつつあるところですが、整理された条文の中で主語が出てきたときに、「この『市』は、実際『市長』のことを言っているのではないのか」というようなところをもう一度突合させていかないといけないと思います。そうすると「ダブリの言葉が出てきたら、それはあわせましょう」とか、「執行機関がわかりにくいということであれば、もう少し易しくしたらどうだろうか」と検討していくと、自ずと主語の定義が定まってくるのかなと思います。</p>
部会長	<p>もっと分かりやすくして、今までになかったような新語を作るという考え方はないですか。</p>

事務局	<p>頭の固い私達にはわからないですけども…。本日、皆さんの議論の中で一番重要なのは先程の自治とはどういうことか、それと、委員さんや部会長さんがおっしゃっていますように、緩やかな風呂敷みたいな感じですね、いわゆる条項をくるむ風呂敷という仕組みを作ることが自治基本条例であるという、緩やかな仕組み的な方なのかなと私は整理をしましたが。</p>
部会長	<p>風呂敷だけに限定してしまうとまずいような気がします。風呂敷を作った中に市民の想いや郷土愛とか、何か社会の中に貢献しようとかそういうものが入ってこないと困るわけで…。</p>
事務局	<p>私が申し上げたのは、そういった物を詰め込むための風呂敷を皆で一枚作りましょうという事であるのかなと思ったということです。</p>
部会長	<p>どんな格好をしていても風呂敷なら包めるよといった意味で言ったのですが。</p>
事務局	<p>広い意味でのまちづくりの理想を持っている人と、自分の家の周りを綺麗にしようとする草の根的なまちづくりをしようとしている人と、いろんな考え方の人を全部まとめて包んで大分市自治基本条例でということなのかなと思ったものですから、そういったものを作ることが私達の作業なのですよということであれば「自治」と「まちづくり」のペーパーでいけば、前者であるのかなと思ったということです。</p>
部会長	<p>「市民協働基本指針」を作るのに参加させていただいたのですが、その時に最初の印象としては「市民協働」とは難しい言葉だな、新しい言葉で意味が取りにくくて市民協働で良いのかなと考えたこともあったのですが、やはりあの言葉で一生懸命広げていかないと、言葉をひょいひょい変えていってもどうしようもない、やることが大事であると頭の中を整理しました。</p> <p>そういう目でこれを見ると、これの中に市民協働についてどれだけ市民に訴えかけることが出来るか、風呂敷は風呂敷として、この中に入れ込んだ文章の説得力みたいなものがどの程度あるかということがものすごく大事であると思います。だから、行政改革の委員としても発言しましたが、要するにキーパーソンをどうやって各地域で育てていくか、ちょうど各公民館とグリーンカルチャーセンターに新しい館長を任命したという話が出ていましたから、どういう成功をされたかを聞きたくて質問したんですけどね。そういうものを一つ一つ組み立てていかなければいけないわけで、どちらかという行政にかなり負担をしてもらわないといけないと思います。市民のモチベーションというものがすごく大事だなという気はするんですよね。</p>
委員	<p>先程、この文章では、小学生とか中学生またはお年よりの方々にはなかなかわかりにくいと思うのですが、NHKの番組で子どもニュースというものがありますよね、日曜日に。そういうような形の訳したような物をもう一つ作ったら良いかと思います。子どもニュースを見ている大人も多いです。うちの奥さ</p>

	<p>んもあれをみて「わかった」と言っています。</p>
委員	<p>逐条説明が入るのだから、その時に子ども版、高齢者版というものを作れば。定義付けも他の部会から「これも定義して下さい」という話が出ない限りは、この二つだけで良いのではないかと思います。本市、大分市をどうするかという話も、いくら突き詰めても…。</p> <p>私はいつも自分の日本語の言葉を自分で理解したい時には、一度英語に訳してみるのですが、要するに定冠詞をつけるか、不定冠詞をつけるかの差なんです。市か本市か。本市の場合は「The city」市の場合は「A city」という程度の解釈で収めておかないと、広辞苑をひっぱってきて広辞苑に書いてある通りのことをここに載せても誰も納得しない。逐条説明で執行機関は何ぞやとか、市長等の「等」とは何でついているのかというようなことを説明したら良い。</p>
部会長	<p>市民は市役所の機能をなんて言うんですか。市役所と言いますか？市行政と言いますか？</p>
委員	<p>普通、役所と言いますね。</p>
部会長	<p>やはり、市民の立場になって言葉を選ぶ方が良いような気がするんですよ。行政という言葉はあまり使わないですか、市民は。後は何がありますか。</p>
委員	<p>まず執行機関とはいいいませんね。</p>
部会長	<p>そうですね、確かにあまり耳慣れない言葉です。</p>
委員	<p>行政、市、役所。こういうところでしょう。</p>
部会長	<p>あと、今日議論しておかないといけないことはないでしょうか。まだ残っていますか。</p>
事務局	<p>今日、一番大事な「自治」と「まちづくり」については、皆さん十分おわかりいただいているので、まずは良いのかなと思います。それによって基本理念・原則の方向性はある程度「こちらの方向じゃないの」というのもできたと思いますし。先程からの話で、カチッと決めるのはなかなか難しいので、ある程度揺らぎが無いといけないのかなというところで。本日の所は理念部会の皆さんの中では、いわゆる自治基本条例というのはどちらの方なのか、ゆるやかなシステムチックなものなのか、行動的なものなのかというものが大体みなさんのイメージが出来たのが成果ではないかと思います。</p> <p>気になるのは、前文の所が非常に他の部会よりも意見が出るのですが、個人的に皆さんの議論をそばで見ている担当者としては、案外、皆さんが議論していたことを他の部会の方の意見が追いかけていっているような感じがするのも確かであります。とすれば、再度「こういった想いで、こういった設計図で作ったんですよ」と他の部会にお示しするのが良いのかなという気がします。一</p>

	<p>番最初に皆さんが前文を作った時には、「自分達が故郷を好きでないとなにも出来ない、だから大分市が大好きだということを言いたいんだ」、「風土や歴史が無いと今の大分市は無いんだという事も言いたい」、「最後は自分達がこれを打ち立てたいんだという宣言で終わらせたいんだ」ということをおっしゃっていましたので、再度全体会で指摘があった時に、「私達はこういう想いで作ったのですけれども」という事を言って、「それに対してあなたの意見はここに入っているけれども、もっと良くするにはどうしたらいいの」と敢えて逆に質問するような形をとって、お互いの想いの齟齬を縮めていったらもっと良いと思います。これについては、以前みなさんが議論した物を抜き出して部会長さんにこういうふうでよかったでしょうかと私の方でまとめてお渡しして、次回の全体会の27日にでも「どうしたらよろしいでしょうか」とやっていくのが建設的なのかなと思います。その辺の作業はこちらにお任せください。また部会長さんにこれでよろしかったでしょうかと協議したいと思います。</p>
部会長	<p>私は他の部会にも文章を口語調の文章で書いてくれたら良いのになと思ったり、皆さんに申し上げたりしていたのですが、そういうスタンスのような物が皆それぞれ部会によって違うのでなかなかまとまらないんですけれども、しょうがないだろうなと思っています。あまりそういうことを気にされている委員さんがおられないのかなとも思っていますが、どうですか、他の部会で。</p>
事務局	<p>ですます調みたいな話ですか。各部会で議論の当初にそういう話をされているのですが、条文を作るにあたっては、今、案として出されている形の方が条文としては作りやすいという結論に収まっている部会もあります。ですから、全体的に見た時に普通の条文の形、理念部会さんも前文はですます調ですけれども、他の部分についてはちゃんとした条文の言葉で書いていただいているのでそれと考え方は同じかなと思います。</p>
委員	<p>大抵の自治体で逐条説明をするときは、皆「ですます調」になっています。条文そのものは「である調」です。</p>
部会長	<p>条例というと、格式があった方が良いという考え方もあるんでしょう。</p>
委員	<p>これが、例えば「子ども基本条例」を作るのであれば、「子どもの為なのに子どもが読んでわからないのは良いのかどうか」という論議になるであろうけれども、最高規範制を持った条例を作ろうというときは、それなりの権威のある言葉でないと...</p>
部会長	<p>私の頭に最高規範制的なことが入っていないくて、「市民が、市民が」と考えているのでそうになってしまう。他に何か問題提起はございませんか。</p>
委員	<p>このA3の資料の中で表記を青と赤に分けたのは何故？</p>
事務局	<p>赤の部分は、もう一つA3の縦の用紙をつけておりまして、あちらに別に挙</p>

	<p>げておりますよという意味です。</p>
委員	<p>そういうことか。青も線を引っ張っているけれども最終決定として削除するという話ではないんだな。</p>
事務局	<p>ではないです。問題提起としてです。</p>
事務局	<p>今日、再三申し上げているんですけども、他の部会でも資料1と「自治とまちづくり」のペーパーをお渡ししながら話をしていますので、次回の全体会の際は、これをベースにして議論が進んでいくのであろうなと思います。例えば、他の部会ですけれどもダブリの条項がある時には、その部分を今の事務局案の統合のさせ方で良いんだろかなということをお話ししたいと思っています。また、部会代表者会議の確認事項ということで、前文については再度検討してほしいということでしたので、「再度検討した結果はこういうことでした」という事を他の部会から聞かれたときに、部長さんが再度答えられる状況でないといけないと思います。先ほど、「前文についてはこういう作り方をしたけれど、もっと具体的なことが欲しいんだ」という逆質問の形では答えることが出来るのですが、再度検討して欲しいというところ、前文と目的をリンクさせるにはどういうふうにしたら良いのか、そういうことに対してどのようにお答えになるかというのを皆さんで協議をしていただいたらと思います。</p>
委員	<p>そういう提案が出たら、「実際問題としてあなたの意見を入れたものを実際に作ったものを見せて欲しい。それをベースにして我々は検討します」という答え方ではいけないかな。</p>
事務局	<p>今までは確かに明確に「ここだ」という指摘がなかったと思われまので、そういった投げかけの仕方でもできると思います。ただ、部長会議の報告2ですけれども、これをベースにして次の話をしますということになりますので、理念部会としましては前文について再検討した姿というものはこうでしたということを行わなければならないと思います。逆に条文の調整については、理念部会としては他の部会のところで「事務局の案で本当に良かったのだろうか、あなたの部会はどう思いますか」ということをお話ししていかなければならないと思います。</p>
部長	<p>各部会に分かれて検討しているわけで、前文の内容について、何か修正案を出されるのであれば、「自分の所のこの部分と前文がニュアンスがずれていて、意味が統一出来ていない」というようなことを理由にして提案していただければ、一番ありがたいわけです。ところが、なんとなくの雰囲気であまりこういう文章よりもこういう形が良いのではないかと裏付けのない形で提案されても、こちらはその部会だけに対応しているわけじゃないから…。</p>
事務局	<p>昨日、部会再開の第一回目があったのですが、その中でも前文の話がございまして、今日こういった一枚ものも、その部会で一委員さんが書いたものです</p>

	<p>が、他にも前文を自分なりに考えてみたいという方もいらっしゃると思いますのでそれは、全体会までに対案を出してくださいと話をしています。来週もまた3つほど入っていますのでその中で前文のご意見をいただく場合には極力対案を出していただければ参考になりますという方向に持っていきたいと思っております。27日までに出てくれば事前にお配りしてという形をとりたいのですが、その日にお持ちになると困るので事前にお伝えくださいという形にしたいと思っております。理念部会さんとしては、会議の中でもお話がありましたけれども、対案を出していただければ検討しやすい、という回答になるのかなど。もし出てくれば、それで一度持ち帰って議論することになるのか、そこで全体でどちらが良いかという話になるかは分かりませんが、そういった方向性に行くのかなど思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>前文の持つ機能というものはイントロダクションの部分という機能なのか、それとも後ろのほうに各論に展開するための出発点かという見方をするのかによっても意見は違ってくると思いますが、それがはっきりと「こういう理由で方向を変えてもらいたいんだ」と言われれば我々も検討は出来るのですが、そうではなくて雰囲気と言われると困るので、それをお願いしたいのと、我々も検討して答える必要があります。事前に出してもらわないとできません。</p>
<p>委員</p>	<p>さっき、事務局が言ったように、前文を作った時出た大抵の意見の中で、ほとんどの話は私達がここで議論し、検討した上で出てきたものだから、本当ならその話をした上でこういう形になりましたというふうにその場で言わなければならない話だけれども、一方でここは部会で決めた部会のコンセンサスとしてこれを出しています。あそこから出てくる話で長いだの短いだの色々な話があったけれども、全て一人の人間の話であって、その部会のコンセンサスではありません。それにあんまり左右されても困るわけです。どこかでタガをはめていかないとしょうがない。そうするためには、どこかで対案を出していかないとはいけません。「あなたの言っているものを入れて作ってみてください。その上で皆で判断しましょう」という形が一番良いです。</p>
<p>部会長</p>	<p>「いろいろ出してもらってその中から我々が総合的に考えてこのようにしました」という形で収めないと、ずるずるしていてもしょうがないと思っております。出してもらうのは大歓迎なんですね。我々の作った前文と後ろとのつながりが我々はこれで良いと思っているけれども、「そこが弱いからもうちょっと、こういう橋渡しをしてくれ」と言われると、協力して修正しなくてはいけないと思っておりますし。そこらへんを、皆さんがどういうふうに考えているかを出来るだけお聞きしたいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>あと、今後のどういうスケジュールでいつまでにまとめ上げていくというのがありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本当を言うと、かなり遅れ気味な話で、夏くらいには素案もある程度整理されたものができあがっていて、市民意見交換会という姿ではなかったかなと思っております。確かに、条文整理が出来ないと次のステップに進めないんです</p>

	けれども…。
事務局	今段階で決まっていることは27日の全体会、そこまでです。今度全体会は一連に条文にしたものを見る2回目という形になりますので、そこからさらに議論が発展して行って、まとまっていくようになると、やっとそこで素案ができるということになります。ですから、出来れば8月くらいに終わりたいというのが事務局の率直な感想なのですが、こればかりは、みなさんにご検討いただいているところですし、ちゃんとしたものが出来てからでないと、市民の前に出られないと思いますので、ここでバタバタと作っていくのもどうかと思います。いずれにしても、当初、終わりを12月と言っていましたが、だんだんちょっと難しくなるのかなという気はしていますが、あくまで目標としてやっていきたいと思います。
委員	ほぼ出来上がっていますよね。後は、前文だけ。
事務局	形はですね。今まで細切れでしか見ていなかったですから。今後、事務局で見て、法制室の力を借りながら問題があるところは、その都度課題として投げかけさせていただきたいと思っています。
委員	これは全部人数分作ったの？青地のところを消しているけど、線を消してくれないかな。削除するわけではなくて検討するのであれば、削除するかどうかも含めて検討するのであれば…。
事務局	事務局の調整案というか、部会代表者会議で信任されましたので、そういう意味では事務局としては削除の方が良いのかなということで二重線にさせていただきます。
事務局	いわゆる見え消しにすることで、活かすことももちろん可能です。
事務局	あと、右側の課題等のところに更に青で消したけれども理念的に1条を設けたらどうであろうかというような形の投げかけをさせていただきます。
委員	理念的に1条を設けた場合の条文はどういうふうになるの？
事務局	対案がないようであれば、前文のここに反映されていますというような言い方をするかという案もあります。環境という面であれば、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしをという表現で、ある意味言えているよという。
委員	そっちは入っているのだけれども、多文化共生の部分はある意味、大分の歴史に基づいた大分の売りですよ。
事務局	牽強付会に言いますと、十六世紀に国際交流都市をというフレーズがありますが、確かこれも国際交流を入れたいということで、このフレーズが入ったと



	<p>と思いますが。</p>
委員	<p>確かにそうなんだけれど。ここが特に個性を残すべきところだと思うけれどなあ。</p>
事務局	<p>そういった議論をまたしていただければ。</p>
副部長	<p>先生は上手い具合に前文をまとめてくださっていますよね。そして、それを書いて皆さんにお諮りしてまとまっていると思うのですが、少子高齢化が進んで真っ只中じゃないですか。そのことを一番最後の中に、じゃあ、市民はどうするというような方向性を入れたら良いのかと思ったのですが。</p>
委員	<p>少子高齢化は大体30～40年で解消しますよ。条文は見直すけれども、前文は簡単に見直すものでもありませんし。条文の中にそれが入るのは良いんでしょうけれど。</p>
部長	<p>今から世の中がどんどん色々な形で変わっていくと思うんですね。そうすると、これで謳っていたことが陳腐化する場合もあるだろうし、書いていないことが新しく必要になったりする場合もあるだろうし。結構変化が激しいと思います。</p>
委員	<p>条文の中はそうだと思います。</p>
部長	<p>タイトルを書き換えていく性質のものなのかどうなのか。「最高規範」で触れないということになると困るなと思います。</p>
委員	<p>それをきちんと条文で明記して市長に義務付けたら良いんです。</p>
部長	<p>5年を超えない期間ごとにやることになっていましたね。市民の意見を聞いた上でこの条例を。これはやっぱり5年以内にするのが義務付けられているという形でしょうか。</p>
事務局	<p>そういうわけではないと思います。この見直し規定が入っている場合もあるし、入っていない場合もあります、他都市によると。今回ここに部会に属さない事項ということで事務局案という事でお示しさせていただいておりますので、あくまで他都市からもってきたという状況ですから、そこの右側の課題等のところにも書いておりますけれども、5年を超えない期間で本当に良いのか、本当にこれが必要なのかということを含めて検討議論をしていただきたいと思います。ここは皆さんに一度も議論されていないところだと思います。</p>
部長	<p>これは各部会の検討事項に入っていないですね。</p>
事務局	<p>入っていません。ですから、先日の全体会で初めてお示しさせていただいた</p>

	<p>のですが、全体を通したらこういうことも必要であろうということで事務局が入れさせていただいたものですので、必要なければ「いらぬ」ということでも構いません。</p>
部会長	<p>最高規範というと、憲法なんかだとそう簡単に改正できないのではないかと いう言い方もあるし、これ自体は改正をどんどんしていかないと時代に取り残 されてしまうのではないかとか。</p>
委員	<p>憲法も、日本の場合は憲法改正をすることは憲法に謳われているのですが、 どういう手続で改正ができるかというものがなかったのです。なので、今度出 来るようになりました。憲法もできる。もちろんハードルを高くしています。 2 / 3 の国民への投げかけであるとか。条例の場合はそのハードル 2 / 3 とか 作れませんのでこういう形になります。</p>
事務局	<p>他都市で一番多い例が、この「5年を越えない範囲で」というものです。</p>
部会長	<p>世の中がどういうふうに変わっていくかわからないですからね。</p>
委員	<p>5年を越えないというのですから、1年でも良いわけです。しかも検討する だけであって義務的に改正しろと言っているものではない。これで妥当だと思 います。 あと、憲法の場合は...、それこそ憲法と比較するのも変だけれど、11月3 日に発布して5月3日にやったか、その反対だったか定かではないですが、と にかく半年、周知期間を置いたよね。</p>
事務局	<p>本来であれば、12月議会で上程して、4月施行という予定でしたが...</p>
委員	<p>12月議会で順調に支持されたとしても、3ヶ月。議会が例えば継続審議と いうことになれば、3月議会になる。熊本のように2年継続ということもあり ます。結局改正なしに決まったけれども。</p>
事務局	<p>3月の場合でも可決していただければ4月1日施行しながら皆さんにお知ら せしていくような形になるのか、6月、7月位に施行日をもっていくのか...</p>
委員	<p>市民の側はそれでもいいけれど、市役所の体制は取れるのかな。</p>
事務局	<p>まだ条文が固まっていませんので、今現行の個別の条例にどう影響があるの かは、これから検討する必要があるのですが、そこまでダイナミックな影響が あるというふうには考えておりませんので...</p>
委員	<p>例えば、情報公開条例以上に積極的に情報の提供を求めるようなことになり ますよ。</p>

事務局	情報提供というレベルであれば、それは任意で行うことも出来ますので、秘密を犯さない程度でありますけれども。今の体系の中で不可能ではないと思っています。
委員	少なくとも議会上程した段階で並行して執行部の側も施行する前に生じるであろう自分達の体制の整え方について検討してもらわないといけないよな。半年ほどあれば問題はないが、すぐということになると。
部会長	今日の討議はこんな感じでよろしいですか。
事務局	今度27日の全体会の中で、繰り返しになりますが部会代表者会議の確認、並びに前回第12回の全体会の中でもあった、それぞれの部会の課題を答えながら、次の素案づくりに向けての議論になると思いますので、それについては皆さんにコンセンサスをとっていただければと思います。
委員	あと、名前をどうするかという話は理念部会で今まで全然話をしてきていないんだけど、そろそろ他の部会からは出ていないの？
事務局	それについては、軽い意見は出ています。
委員	その程度ですか？
事務局	部会によっては条例のタイトルを決めれば下の流れが決まっていくのではないかなという議論の中で、なんとか基本条例にしたらどうかというちょっと雑談的な話は出ていますが、具体的にこうしたほうがいいという話はまだ出ていません。先日の全体会の中で意見として、今日の報告1のほうに一番最初に書かせていただいていますけれども、「大分市市民自治基本条例」といった形にしてはどうかという意見は出ています。 自治体基本条例よりも市政基本条例のほうが妥当と考えるというご意見もいただいているのですが、ちょっとどうもおっしゃったようには伝わりにくいので…。みなさんが戸惑っている部分がある気がしております。冒頭に申しましたように、条例全体の流れが自治基本条例という流れの中でタイトルが仮に何であろうとそれはあまり影響がないと思います。わかりやすくいえば、自治基本条例のほうが分かりやすいと事務局では思います。
委員	このタイトルから離れて、「これは何ですか」と言われたら自治基本条例。だけど、このタイトルをどうするかという話は、ややこしいのでいちいち考えなくて良いよ。それこそ、「一緒にやろうえ基本条例」でも構わない。もし、みんながそれでいいのなら。
事務局	条例タイトルそのものは、また最終的に決まってくると思います。
部会長	今後のスケジュールはどういうふうになっていますか。27日…。

事務局	27日が13時からコンパルホール。
事務局	いずれ、パブリックコメントと市民意見交換会までいたしますので、必ず、いろんな方やご意見が出てくると思います。ちゃんと説得できるようなものを作っていないといけません。
部会長	我々も出ることになりますか。
事務局	市民意見交換会は基本的に委員さん方をお願いすることになりますので、前面に出ていただきたいと思います。
事務局	今までこうやって議論してきたのだということをお話していただくことになろうかと思っておりますので。
部会長	今から覚悟しておかないといけませんね。
委員	市民意見交換会では、必ず司会者、座長、誰が説明するか全部決めていってシナリオまで作り上げます。部会長から質問が出た時に、ややこしい質問が出た場合それぞれ得意分野の人を配置してその人が答える形になりますので心配ありません。
事務局	次回、全体会のときのために、再度お配りした資料を十分読まれて置いてください。
委員	ゲラが上がって、校正段階に入ったら、あるところで止めないと限りなく校正していかないといけなくなる。
部会長	理念部会の次回は未定ですか。
事務局	逆に、27日までに「もう一度気になる」ということであれば、開催してもOKです。
部会長	それまでに他の部会の情報をキャッチできますか。
事務局	他の部会が来週で一回終わります。全体会後の一回目の部会が一回りするるので、するのであればその後…。ちょっと難しいですかね。
事務局	各部会が終わった後にもう一度この部会を開くのは、日程的に難しいです。すぐ全体会がありますので、もし他の部会と併行してということであれば来週ということになるんでしょうが。
委員	部会長さんが心配しているのは、他の部会で出てきたものをこちらで何か消

	<p>化しておかなければならないものがあるかということで。最終的の案が金曜日で、全体会が火曜日。月曜日しかあいてないので、それまでに事務局が資料を揃えられるのか。</p>
事務局	<p>とりあえず、部会で出た意見等も出来るだけまとめられれば、最低限部会長さんにはメールなりで。</p>
部会長	<p>丁寧な資料じゃなくて良いですから。</p>
事務局	<p>もしかしたら委員さんが作ってきたものがあれば、そのまま横流しみたいな形になるかもしれません。</p>
委員	<p>前文の文例があったら、それが良いです。</p>
部会長	<p>そうしたら、そういう情報があればメールで送ってください。</p>
事務局	<p>作ってくる人はいないと思いますが、その後作りたいという人がいるかもしれません。</p>
部会長	<p>口頭で発言されて大したことなくても、ニュアンス的なものでもキャッチしていただければ、今度27日に対応するときある程度覚悟は出来ますから。</p>
事務局	<p>出来るだけ流すようにします。</p>
部会長	<p>そういうことで、今日は閉会でよろしいですか。どうもありがとうございました。</p>